

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	観光振興課
契約締結年月日	令和 2 年 7 月 8 日
契約者名	一般社団法人 日本旅行業協会山梨県地区委員会
契約名	新しい生活様式推進機器購入等支援事業 業務委託契約
契約金額 (税込み)	2, 253, 659, 000円
随意契約理由	<p>「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」は、感染症に対して強靱な社会・経済の形成を目指す「やまなしグリーン・ゾーン構想」の推進を図るため、飲食、小売等の小規模事業者及び宿泊事業者等を対象に、新しい生活様式に対応した取組を支援する事業である。</p> <p>本事業を行うにあたっては、主に新型コロナウイルス感染症による影響を受けている飲食、小売等の小規模事業者及び宿泊事業者等を中心に事業の周知を図り、膨大な申請に対して受付・問い合わせへの対応・審査・支払を行うものであるため、次の要件をすべて満たしている必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 宿泊業や飲食業等への情報発信に精通していること ② 宿泊業や飲食業等と円滑な連携ができること ③ 8 か月で約 5,000 件の申請処理が可能な体制が整っていること <p>また、今回の支援金は、新型コロナウイルスの感染リスクが依然として社会に存在し続ける中、損失を受けた経済の再生が喫緊の課題であることを踏まえた支援策であり、迅速な執行が求められるため、県内全域にネットワークを持つ組織に業務を委託する必要がある。</p> <p>(一社)日本旅行業協会山梨県地区委員会(以下「山梨県委員会」という。)は、県内主要旅行業者 8 社により構成され、全県下における旅行業法に基づく苦情処理業務や旅行業者に対する指導、旅行業従事者に対する研修等を行うとともに、構成旅行業者は県内の宿泊業、飲食店等と旅行業を通じ、情報発信及び連携体制を全県にわたり確保できている。また、膨大な申請を処理できる体制が整っており、本事業を実施可能な団体は他にない。</p> <p>したがって、山梨県委員会から見積書を徴し、予定価格の範囲内であったため契約を行うものとする。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号